

名古屋証券取引所有価証券上場審査基準等

1 株券上場審査基準

(目 的)

第1条 当取引所に上場される株券の上場審査及び上場株券の上場市場の変更審査については、この基準によるものとする。

(昭和47.7.15、平成14.4.1、15.4.1変更)

(上 場 審 査)

第2条 株券の上場審査（セントレックスへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。）は、新規上場申請者及びその企業グループ（会社並びにその子会社及び関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第5項に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること。

(2) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

(昭和58.11.1、平成8.4.1、11.2.1、14.4.1、15.4.1、21.11.9、24.4.1変更)

2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

(平成24.4.1追加)

3 第1項の上場審査（外国株券に係る上場審査を除く。）は、当取引所が定める期間以内に完了することを目的に行うものとする。

(平成24.4.1追加)

4 第1項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(平成10.1.1追加、11.2.1変更、11.10.1第2項を第3項に繰下・変更、12.3.1変更、15.4.1第3項を第2項に繰上・変更、24.4.1第2項を第4項に繰下・変更)

第3条 削 除（昭和46.9.21変更）

(上場審査基準)

第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号、第3号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株主数

株主数（1単位（業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、上場の時までに、300人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式数

次のa及びbに適合すること。

a 流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者、上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を所有する株主及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が、上場の時までに、2,000単位以上となる見込みのあること。

b 流通株式数が、上場の時までに、上場株式数の25%以上となる見込みのあること。

(2)の2 公募等の実施

上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場の時において見込まれる上場株券の数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。

(3) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(4) 事業継続年数

上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3年以前から取締役会（新規上場申請者が外国会社である場合は、これに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) 純資産の額

上場日における純資産の額が3億円以上となる見込みのあること。

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）の利益の額が1億円以上であること。

(7) 時価総額

上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書

並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。
- c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。
- d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。
 - (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
 - (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(8)の2 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。)をいう。)(当取引所が適当でないことを認める者を除く。)の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(9) 株式事務代行機関の設置

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、当取引所の承認する株式事務代行機関についてはこの限りでない。

(10) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

(11) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であつて、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(12) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(昭和45.2.1、47.7.15、50.4.30、50.11.1、51.6.1、52.3.31、52.4.1、52.9.30、57.10.1、57.12.1、58.11.1、61.11.1、平成4.2.1、6.10.1、7.1.4、8.1.1、8.4.1、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、13.4.1、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、17.2.1、17.4.1、17.6.20、18.5.1、20.4.1、21.1.5、21.11.9、24.4.1、26.1.23、26.7.1、令和2.11.1変更)

- 2 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の各号に適合するものを対象とするものとする。
- (1) 前項第1号、第3号から第5号まで及び第8号に適合すること並びに同項第2号又は第2号の2に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合すること。

(2) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(3) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(昭和47.7.15、50.4.30、51.6.1、57.10.1、58.11.1変更、平成7.1.4第2項を第3項に繰下・変更、8.1.1第3項を第4項に繰下・変更、11.2.1第4項を第3項に繰上・変更、11.10.1、14.12.10、15.4.1第3項を第2項に繰上・変更、17.6.20、18.5.1、21.11.9、26.1.23変更)

- 3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号の2まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあっては上場後最初に到来する株主基準日）までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

- (1) 上場株券が、その上場会社（セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）の合併による解散により上場廃止となる場合（上場会社がセントレックスの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。）

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社
（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

- (2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該合併に係る存続会社

- (3) 上場会社（セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（上場会社が当該行

為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めるときを除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社

(当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

- (4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社(株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。)への組織変更により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

- (5) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号a後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めるときを除く。))に限る。)

当該他の会社

(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(昭和47.7.15追加、50.4.30、57.10.1、58.11.1、59.6.28、62.5.1変更、平成5.8.10第7項を第4項に繰上、7.1.4変更、8.1.1第4項を第5項に繰下・変更、10.1.1、10.4.1、10.12.1変更、11.2.1第5項を第4項に繰上・変更、11.9.1、11.11.10、12.3.1、13.4.1、14.4.1、14.12.10変更、15.4.1第4項を第3項に繰上・変更、15.5.8、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.11.9、30.3.31、令和2.11.1変更)

(セントレックスへの上場審査)

第5条 セントレックスへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 企業の成長性

高い成長の可能性を有していること。

- (2) 企業内容、リスク情報等の開示の適切性

企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること。

- (3) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

- (4) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。

- (5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

(平成15.4.1追加、21.11.9変更)

- 2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

(平成24.4.1追加)

- 3 第1項の上場審査(外国株券に係る上場審査を除く。)は、当取引所が定める期間以内に完了することを

目途に行うものとする。

(平成24.4.1追加)

- 4 第1項の規定は、次条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(平成15.4.1追加、17.6.20変更、24.4.1第2項を第4項に繰下・変更)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株主数等

次のa及びbに適合すること。

- a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

- b 株主数が、上場の時までに、200人以上となる見込みのあること。

(2) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が3億円以上となる見込みのあること。

(3) 売上高

有価証券上場規程第3条第2項第9号aに規定する事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。

(3)の2 事業継続年数

上場申請日から起算して1年以前から取締役会（新規上場申請者が外国会社である場合には、これに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

- b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

- c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

- d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(4)の2 上場会社監査事務所による監査

「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(5) 第4条第1項第9号から第12号までに適合していること。

（平成15.4.1追加・変更、15.5.8、16.10.1、17.2.1、17.6.20、18.5.1、20.4.1、21.11.9、24.4.1、26.1.23、26.3.31変更）

2 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 前項第1号から第4号までに適合していること。

(2) 第4条第2項第2号及び第3号に適合していること。

（平成17.6.20追加、21.11.9変更）

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあっては上場後最初に到来する株主基準日）までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、セントレックスの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合（セントレックスの上場会社が上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）と新設合併する場合において、セントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社

（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条の2第3項第3号の規定による第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該合併に係る存続会社

(3) セントレックスの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セ

ントレックスの上場会社を除く。)が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社

(当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

- (4) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条の2第3項第3号の規定による第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

- (5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第3項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号a後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(セントレックスの上場会社を除く。)が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。))に限る。)

当該他の会社

(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(平成15.4.1追加、15.5.8、17.2.1変更、17.6.20第2項を第3項に繰下・変更、18.5.1、19.9.30、21.11.9、30.3.31、令和2.11.1変更)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項(第2号の2及び第8号の2を除く。)及び第2項(第1号の規定において準用する第4条第1項第2号の2を除く。)の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

(平成15.4.1追加、17.6.20、20.4.1、21.1.5、21.11.9、24.4.1、26.1.23、26.7.1、令和2.11.1変更)

- 2 前項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、有価証券上場規程第12条の2の規定に基づき上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

(平成24.4.1追加)

- 3 第1項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査(外国株券に係る審査を除く。)は、当取引所が定める期間以内に完了することを旨に行うものとする。

(平成24.4.1追加)

付 則

- 1 この基準は、昭和36年7月29日から施行する。

- 2 昭和36年7月28日までに上場申請のあった株券の審査については、なお従前の例による。
- 3 昭和36年9月30日現在における、名古屋証券業協会の店頭売買承認銘柄については、この基準に適合しない場合においても、原則として上場承認するものとする。
- 4 昭和36年7月29日から昭和37年9月30日までの期間、この基準の第4条第1項第1号（資本の額）及び第3号（株式の分布状況）については、次の暫定基準による。

(1) 資本の額

5,000万円以上であること。

(2) 株式の分布状況

資本の額が5,000万円以上1億円未満の会社については、持ち株数5,000株未満の株主により所有される株式数が、株式公開後、発行済み株式総数の20パーセント以上になる見込みのあること。

付 則

- 1 この基準は、昭和38年7月1日から施行する。
- 2 昭和38年6月30日までに上場申請のあった株券の審査については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準第4条の改正は、昭和39年6月26日から施行する。
- 2 昭和39年6月30日以前に決算期の到来する会社で、かつ、昭和39年10月31日までに上場申請するものの株券については、なお従前の例によることができる。
- 3 昭和39年7月中に決算期の到来する会社で、かつ、昭和39年10月31日までに上場申請するものの株券については、この基準第4条第1項第1号中「1年以前」を「3か月以前」に読み替える。

付 則

この基準第4条の改正は、昭和41年3月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和41年7月18日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和45年2月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第1号bの改正規定の適用については、営業の主体が名古屋周辺以外にある会社の株券が、他の証券取引所に上場されている場合には、昭和46年1月31日までに上場申請がなされる場合に限り、同号中「3億円以上」とあるのは、「上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年以前に2億円以上」とする。

付 則

この改正規定は、昭和46年9月21日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和47年7月15日から施行する。
- 2 昭和48年4月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う審査については、改正前の第4条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 昭和48年4月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況及び配当の審査については、第4条第1項第3号及び第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 昭和48年10月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和48年6月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う純利益の額の審査については、第4条第1項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和47年12月末日現在において、すでに設立後3年以上経過している新規上場申請者の設立後経過年数の審査については、第4条第1項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和48年4月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う純資産の額の審査については、第4条第1項第5号の規定は、これを適用しない。
- 7 昭和48年12月末日以前に終了する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者の財務諸表の虚偽記載等の審査については、第4条第1項第8号bの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和50年4月30日から施行する。
- 2 昭和50年9月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和50年4月29日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況、純資産の額及び純利益の額の審査については、第4条第1項第2号、第4号及び第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和52年8月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和52年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う上場株式数及び資本の額（営業の主体が名古屋周辺以外にある場合）の審査については、第4条第1項第1号bの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和51年9月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和51年4月29日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う配当の審査については、第4条第1項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和50年11月1日から施行する。
- 2 昭和51年2月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和50年9月29日以前に到来する決算期の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査については、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和51年6月1日から施行する。
- 2 昭和51年9月末日以前に終了する事業年度を上場申請日の直前事業年度として、昭和52年3月末日までに上場申請を行った新規上場申請者が、銀行、保険会社及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社である場合には、第4条第1項第8号（株式事務代行機関の設置）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和51年8月末日までに上場申請を行った新規上場申請者の昭和51年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う審査については、第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和52年3月31日から施行する。
- 2 昭和52年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査については、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。ただし第4条第1項第10号の規定は、同年12月1日から施行する。

2 額面金額が50円の株式又は額面金額が50円の株式から転換された無額面株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第4条第1項第6号及び同条第6項ただし書に規定する1株当たり利益配当は、昭和60年10月1日以後最初に終了する事業年度まで、5円以上とする。

付 則

この改正規定は、昭和58年11月1日から施行し、同年7月1日以後最初に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の株券の審査から適用する。

(平成11.2.1変更)

付 則

この改正規定は、昭和59年6月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成4年2月1日から施行し、平成3年10月1日以後最初に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成5年8月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

2 第4条第2項に基づく上場審査については、平成6年3月1日以後平成6年12月末日までに到来した決算期現在の資料に基づいて上場申請を行った場合は、当該申請を受理できるものとする。

付 則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。ただし、平成12年2月末日以前に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の連結財務諸表等及び中間財務諸表の審査については、改正後の第4条第1項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年8月10日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第8号及び第2項第5号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し、平成11年4月1日以前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日以前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、新規上場申請者の有価証券届出書、有価証券報告書若しくは半期報告書又は「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」若しくは「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は、当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

（平成11.10.1、14.12.10変更）

付 則

この改正規定は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第1号bに規定する「株主数」は、当分の間、「特別利害関係者並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

（平成13.10.1変更）

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成12年3月1日から施行し、同日以後に第4条第4項の規定により上場を申請する株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、この改正規定施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第2号の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、適用しない。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第2号の規定は、この改正規定の施行の日以後の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づいて行う株主の分布状況の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第10号（第4条第3項、第6条第1項第5号及び同条第3項による場合を含む。）の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

（平成21.1.5変更）

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行し、同日以後に上場申請又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。

付 則

1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条、第4条、第5条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う者から適用する。

3 改正後の第7条の規定は、施行日以後にセントレックスからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

付 則

1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1項第10号の規定は、平成26年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

付 則

1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

（注）「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行し、同日以後に上場申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に上場申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる上場申請を除く。）又は上場市場の変更申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる上場市場の変更申請を除く。）を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。